

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年4月4日（平成29年（行個）諮問第64号）

答申日：平成30年11月29日（平成30年度（行個）答申第141号）

事件名：本人が特定法人を設立してから北海道経済産業局が知り得た個人情報
が記録された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定商取引法について、請求者が特定年月Aに特定会社を設立してから現在に至るまで、北海道経済産業局（以下「経産局」という。）が知り得た一切の個人情報」（以下「本件請求保有個人情報」という。）に対し、別紙1に掲げる21文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当であるが、別表4に掲げる部分を開示すべきであり、別表5に掲げる部分のうち別表6に掲げる部分を除く部分を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け20160621北海道第24号により北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 原処分の不開示とした部分とその理由等

(ア) 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日2 特定番号3）（特定年月日2 特定番号4）

「起案者の所属部署・氏名・印影・決裁者の所属部署・役職・印影及び起案日・決裁日・施行注意・伺い内容の一部」

開示請求者以外の個人を識別することができるものであり、公にすると当該個人の権利利益を害する等のおそれがあること。

経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が記載されており、公にすることで今後の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあること。

(イ) 履歴事項全部証明書 1～5

「記載内容の全て」

商業登記法 141 条に規定する登記簿及びその附属書類に該当するため。

(ウ) 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について (特定年月日 1 特定番号 1) (特定年月日 1 特定番号 2)

「起案者の所属部署・氏名・印影・決裁者の所属部署・役職・印影及び起案日・決裁日・施行注意・伺い内容の一部・2 頁以降の記載の一部・資料 1 及び 2 の一部」

上記 (ア) と同じ。

(エ) 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について

「起案者の所属部署・氏名・印影・決裁者の所属部署・役職・印影及び文書番号・起案日・決裁日・施行日・施行注意・2 頁以降の記載の一部・資料 1 の一部・あて先・書面受領に係る記載・2 頁以降の記載の一部・資料 1 の一部」

上記 (ア) と同じ，加えて，経産局が特商法違反の認定，処分を行うに当たって調査した法人の情報が記載されていること。

(オ) 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 1～5，7～9，12～18

「報告者の役職・氏名・印影・年月日・件名・1 頁本文の一部・報告内容・1 頁の一部・報告内容」

上記 (エ) と同じ。

(カ) 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 6，10，11

「報告者の役職・氏名・印影・様式番号・年月日・件名・1 頁本文の一部・報告内容・1 頁本文の一部・報告内容」

上記 (エ) と同じ。

(キ) 特商法に関する調査に係る決裁文書 1

「起案者の所属部署・氏名・印影・決裁者の所属部署・役職・印影及び文書番号・あて先・起案日・決裁日・施行日・施行注意・件名・伺いの一部・2 頁～10 頁，16 頁及び 17 頁の記載・あて先・伺いの一部・2 頁～10 頁，16 頁及び 17 頁の記載・11 頁～15 頁の履歴事項全部証明書」

上記 (イ) 及び (エ) と同じ。

(ク) 提出書 1～3，所有権放棄書 1～3，返還請書 1～6

「文書日付・品名・数量」

経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等

が記載されており、公にすることで今後の調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあること。

(ケ) 決算報告書

「事務処理に関する記載」

上記(ク)と同じ。

(コ) 刑事訴訟法53条の2第2項の規定に該当する資料1～418
(以下、順に「訴訟資料1」ないし「訴訟資料418」という。)

「記載内容の全て」

刑事訴訟法53条の2第2項の規定する訴訟に関する書類及び押収物に該当するため。

(サ) 特商法に関する調査において当局が入手した資料1～5及び作成した資料1～4

「記載内容の全て」

上記(エ)と同じ。

(シ) 特商法に関する調査について経済産業省が作成した資料

「記載内容の全て」

上記(エ)と同じ。

イ 上記アの(ア)、(ウ)ないし(キ)、(サ)及び(シ)に対する
審査請求内容等

(ア) 審査請求人は、経産局から業務停止命令1年間という行政処分を受けており、それを担当した職員名等を隠すなどということは、あまりにも無責任すぎる。

自称経産局職員らが、本当に特商法23条1項の規定に基づいて業務を遂行していたのであれば、氏名等を知られたところで当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じることはあり得ないので理由になっていない。

(イ) 特定年月B、自称経産局職員だという者たちによる立入調査や事情聴取を受けたが、その時から何が特商法の違反に当たるのか一切説明を受けていないため、審査請求人はいまだに自覚もしていないし、理解もしていない。

このことから、会社経営者として、どこが特商法に違反していたのか、また、なぜ違反に気付けなかったのか等を把握する必要があるが、業務改善のために保有個人情報の開示を求めているのに、それを経産局が拒むのは明らかに不合理であり、理由になっていない。

ウ 上記ア(ク)及び(ケ)に対する審査請求内容等

上記イ(イ)と同じ。

エ 上記ア(イ)及び(キ)の一部に対する審査請求内容等

審査請求人が経営する会社の履歴事項全部証明書等を経産局が隠す

理由も意味もなく、理由にはなっていない。

オ 上記ア（コ）に対する審査請求内容等

結局、違法行為（刑法156条及び172条）によって作成した書類関係であるから開示できないだけであって理由にはなっていない。

カ まとめ

経産局は会社を行政処分にしておきながら、身に覚えのない被害状況だけを開示し、その違反をした事実、客観的な根拠、証拠、担当した経産局職員の名前、役職等、何一つ開示しない。

よって、不開示理由は全て不正調査を隠すための言い訳であり不合理である。

（2）意見書1

ア 審査請求人が個人情報開示請求・不服申出をするに至った具体的な理由

（ア）特定年月B，経産局が行う特商法違反の調査で，審査請求人は，事情聴取を行うとのことで札幌第一合同庁舎に呼び出された。しかし，そこでは，事情聴取など行われず，いきなり「供述調書」と題する既に完成されていた書面を突き付けられ，「これに署名しろ」と強要されるだけであった。

審査請求人が拒否をすると担当していた取調官は「お前が以前勤めていた会社は特定罪名で逮捕されている。」，「お前たちも同じことをしているに決まっている。」などと怒鳴りながら机を蹴飛ばすなどしてきた。この事情聴取と称する署名の強要は，2日間行われ，最終的に「お前が署名をしないのであれば，営業をしていた従業員を刑事事件にして逮捕させるぞ。」と脅されて署名した。このような調査では，何が特商法違反に当たるのか理解できる訳もなく，そのために個人情報の開示請求を行った。

（イ）経産局は，上記（ア）に対して，会社がしていたとする電話勧誘の内容だけを一部開示し，その他は，全て真っ黒に塗り潰した。

（ウ）上記（イ）に対して審査請求人は不服申出をしたが，最終的に諮問庁が棄却した。

イ 諮問庁が出した棄却理由に対する意見

（ア）諮問庁が出した棄却理由によれば，ここには，経産局が特商法違反の事実認定を行うに当たって行った調査に関する事項で，法人に関する情報が記載されている。しかし，これは，審査請求人が経営する法人ではないため，審査請求人が知り得る情報に該当しないとのことで棄却している。

この点について，経産局から開示された書面は，隅から隅まで真っ黒く塗り潰されており，棄却理由を言い換えれば，経産局は，審

査請求人とは無関係な会社の情報しか集めていなかったということになる。

審査請求人の情報を何一つ集めず、無関係な会社の情報だけで審査請求人の会社を特商法違反と認定する根拠が理解できない。

- (イ) 諮問庁が出した棄却理由によれば、経産局が特商法違反の事実認定を行うに当たって行った調査に関する事項で、事業者から入手した文書には審査請求人以外の第三者の情報が記載されている。又は、本事案以外を含む行政処分の結果をまとめたものであり、文書内には、審査請求人以外の第三者の氏名が記載されているとのことで棄却している。

この点について、経産局から開示された書面は、隅から隅まで真っ黒く塗り潰されており、棄却理由のとおりであれば、経産局は、本事案以外の行政処分の結果をまとめたもの及び審査請求人以外の情報しか集めていなかったということになる。

審査請求人の情報を何一つ集めず、本事案以外の行政処分の結果や第三者の情報だけで審査請求人の会社を特商法違反と認定する根拠が理解できない。

- (ウ) 諮問庁が出した棄却理由によれば、審査請求人以外の供述に基づき作成されたものであり、文書には第三者の氏名、供述内容から個人を特定できるとのことで棄却している。

この点について、経産局が特商法違反の事実認定を行うに当たって行った調査では、上記ア（ア）のとおり作成された書面が存在し、これに関しては審査請求人本人の供述として作成された文書であるから、これまで不開示にする理由がない。

- (エ) 諮問庁が出した棄却理由によれば、経産局が特商法違反の事実認定を行うに当たって、考慮した事実が全体にわたって具体的に記載されているとのことで棄却している。

この点について、上記（ア）及び（イ）のとおり、この調査では、審査請求人以外の第三者の情報や審査請求人の会社以外の会社の情報しか集めておらず、特商法違反の認定を行うに当たって考慮した事実が全体的にわたって具体的に記載されていることなどあり得ない。

- (オ) 諮問庁が出した棄却理由によれば、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる。また、特商法は、罰則規定を有しており、その処分を端緒に刑事事件にも発展する性質のものであることを鑑みれば、公表するとその内容に不満を持つ者から嫌がらせが行われ、職員に危害が及ぶかもしれないとのことで棄却している。

この点について、経産局は、前記ア（ア）のとおり、審査請求人に対し、事情聴取の場で架空の内容が記載された虚偽の供述調書に署名させたこと、上記（ア）及び（イ）のとおり、審査請求人の会社以外の会社の情報、又は、審査請求人以外の第三者の情報だけを書面に起こし、審査請求人の会社を特商法違反と認定し、さらに、その情報で刑事告発をしたこと等で深読みしているようだが、会社が行政処分になっているのに、それを担当した職員の氏名等を隠すという理由が理解できない。

- （カ）諮問庁が出した棄却理由によれば、刑事訴訟法 53 条の 2 第 2 項は「訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報については、法 4 章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）4 章の規定は適用しない」と規定しているところから、特商法に係る調査に関連して、経産局が押収を受けた若しくは提出した又は受領した資料で刑事訴訟法 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するため、法 4 章の規定は適用されないので不開示とした原処分は妥当であるとのことで棄却している。

この点について、上記ア（ア）のとおり行われた事情聴取と称する署名の強要では、審査請求人が以前勤めていた会社の電話勧誘内容が書面に記載されていた。審査請求人が以前勤めていた会社というのは審査請求人の会社より約 7 か月前に経産局が特商法違反の認定をして行政処分にし、さらに、経産局が刑事告発をして詐欺の組織犯罪として有罪判決になった会社である。また、上記（ア）及び（イ）のとおり、経産局が隅から隅まで不開示にした書面に記載されている内容が、審査請求人の会社ではなく、刑事事件を犯した会社の情報ばかりであるならば、当然、経産局の刑事告発で、審査請求人の会社も刑事事件として追及される。

- （キ）諮問庁が出した棄却理由によれば、開示することで、経産局が特商法違反の認定をするに当たり、調査内容、調査方法、着目点、考え方等、どのような情報を取得していたかが明らかになり、それを基に今後、同業者等が調査を逃れるための隠蔽をするなど、調査が難しくなるおそれがあるとのことで棄却している。

この点について、審査請求人が受けた経産局からの調査は、脅されて既に出来上がっている虚偽の自白調書に署名させられたということであり、最初からまっとうな調査など行われていない。したがって、正確には、開示をすると経産局の不正調査が明らかになってしまうという方が正しい。

ウ 結論

以上のとおり、本件棄却理由については、理解することができず、審査請求人としては、不開示の部分全てを開示にするか、又は、当時担当した職員らから審査請求人の会社を特商法違反に認定した正しい理由について説明を受けたい。

(3) 意見書 2

ア 諮問庁の補充理由説明

補充理由説明書では、起案者の所属部署、氏名及び印影並びに決裁者の所属部署、役職及び印影（文書 1、文書 3、文書 6 ないし文書 8 及び文書 13 の各 1 枚目）を開示することで、下記（ア）及び（イ）のおそれがあるなどとして、不開示理由を追加している。

（ア）特商法の行政処分に関与した職員の氏名等が明らかになり、当該職員が行政処分の対象となる法人の関係者から嫌がらせ等を受けるおそれがあること。

（イ）その結果、当該職員が特商法違反の疑いのある事案に対して、調査結果をありのままに報告しなくなるなど、特商法の正確な事実の把握が困難となり、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

イ 補充理由説明の矛盾

諮問庁は、上記アの各文書はいずれも特商法の行政処分に係る決定文書であり、上記部分が公になると上記ア（ア）及び（イ）のとおり、今後の特商法に係る事務の適正な遂行ができなくなるなどと、特商法を強調し主張する。

しかしながら、諮問庁が強調する特商法には、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（66条1項）、また、その際には、職員の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない（同条7項）とある。

だとすれば、立入検査を遂行する際には既に身分を販売業者の関係人に明らかにする必要があるのに諮問庁が主張する上記ア（ア）は矛盾している。また、特商法の検査を遂行する職員であれば自分の身分を販売業者の関係人に示さなければならないことくらい当然理解しているはずであるから、諮問庁が主張する上記ア（イ）も全く矛盾している。

ウ 結論

以上のとおり、補充理由は全て矛盾しており、理由がないのだから至急開示を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

- ア 審査請求人は、平成28年6月21日付けで、法13条1項に基づき、処分庁に対し、本件請求保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- イ 本件開示請求に対し、処分庁は、下記（2）のとおり対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、平成28年10月19日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160621北海道第24号）により、下記（3）のとおり、商業登記法141条及び刑事訴訟法53条の2第2項の規定に基づき法4章の規定が適用されない部分並びに法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定（原処分）を行った。
- ウ これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条3号の規定に基づき、平成28年12月30日付けで、経済産業大臣（諮問庁）に対して、原処分のうち不開示とした部分について、その開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- エ 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものである。

(2) 審査請求に係る保有個人情報

本件開示請求において特定された本件対象保有個人情報は、特商法について、請求者が特定年月Aに特定会社を設立してから現在に至るまで、経産局が知り得た一切の個人情報であり、具体的には次のものである。

- ・ 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日2 特定番号3）
- ・ 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日2 特定番号3 施行文書写し）
- ・ 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日2 特定番号4）
- ・ 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日2 特定番号4 施行文書写し）
- ・ 履歴事項全部証明書1～5
- ・ 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日1 特定番号1）

- ・ 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 2）
- ・ 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について
- ・ 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 1 施行文書写し）
- ・ 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 2 施行文書写し）
- ・ 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 1～18
- ・ 特商法に関する調査に係る決裁文書 1
- ・ 提出書 1～3
- ・ 所有権放棄書 1～3
- ・ 返還請書 1～6
- ・ 決算報告書
- ・ 刑事訴訟法 53 条の 2 第 2 項の規定に該当する訴訟資料 1～4
18
- ・ 特商法に関する調査において当局（経産局）が入手した資料 1～5
- ・ 特商法に関する調査において当局（経産局）が作成した資料 1～4
- ・ 特商法に関する調査について経済産業省が作成した資料

(3) 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、法 18 条 1 項の規定により、本件対象保有個人情報のうち別表 1 の部分を不開示とし、それ以外の部分を開示する旨の決定を行った。

(4) 審査請求人の主張

ア 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、平成 28 年 10 月 19 日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160621 北海道第 24 号）をもって処分庁が行った原処分について、開示請求者である審査請求人が、原処分を取り消し、不合理な理由により不開示とした部分の開示を求めるというものである。

イ 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- (ア) 審査請求人は、経産局から業務停止命令 1 年間という行政処分を受けており、それを担当した職員等を隠すなどということは、あま

りに無責任すぎる。自称経産局職員らが、本当に特商法23条1項の規定に基づいて業務を遂行していたのであれば、氏名等を知られたところで当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じることはあり得ないので理由になっていない。

(イ) 特定年月B, 自称経産局職員だという者たちによる立入調査や事情聴取を受けたが、その時から何が特商法の違反に当たるのか一切説明を受けていないため、審査請求人はいまだに自覚もしていないし、理解もしていない。このことから、会社経営者として、どこが特商法に違反していたのか、また、なぜ違反に気付かなかったのか等を把握する必要があり、業務改善のために保有個人情報の開示を求めているのに、それを経産局が拒むのは明らかに不合理であり、理由になっていない。

(ウ) 審査請求人が経営する会社の履歴事項全部証明書等を経産局が隠す理由も意味もなく、理由にはなっていない。

(エ) 結局、違法行為(刑法156条及び172条)によって作成した書類関係であるから開示できないだけであって理由になっていない。

(オ) 経産局は会社を行政処分にしておきながら、身に覚えのない被害状況だけを開示し、その違反をした事実、客観的な根拠、証拠、担当した経産局職員の名前及び役職等、何一つ開示しない。よって、不開示理由は全て不正調査を隠すための言い訳であり不合理である。

(5) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、別表1における行政文書中の不開示とした部分について、いずれも不合理な理由により不開示とされており、当該部分の決定を取り消して開示すべきである旨を主張しているので、以下、原処分の妥当性について具体的に検討する。

ア 本件審査請求部分が法14条2号及び7号イの不開示情報に該当することについて

審査請求人は、下記不開示部分について、上記(4)イ(ア)及び(イ)のとおり主張しているので、当該部分が法14条2号及び7号イに該当するか否かについて検討する。

① 「1 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について(特定年月日2 特定番号3)」中の「起案者の所属部署・氏名・印影、決裁者の所属部署・役職・印影」部分

② 「3 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について(特定年月日2 特定番号4)」中の「起案者の所属部署・氏名・印影、決裁者の所属部署・役職・印影」部分

- ③ 「6 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について(特定年月日1 特定番号1)」中の「起案者の所属部署・氏名・印影, 決裁者の所属部署・役職・印影」部分
- ④ 「7 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について(特定年月日1 特定番号2)」中の「起案者の所属部署・氏名・印影, 決裁者の所属部署・役職・印影」部分
- ⑤ 「8 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について」中の「起案者の所属部署・氏名・印影, 決裁者の所属部署・役職・印影」部分
- ⑥ 「11 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書1～5, 7～9, 12～18」中の「報告者の役職・氏名・印影」部分
- ⑦ 「12 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書6, 10, 11」中の「報告者の役職・氏名・印影」部分
- ⑧ 「13 特商法に関する調査に係る決裁文書1」中の「起案者の所属部署・氏名・印影, 決裁者の所属部署・役職・印影」部分
当該部分は, 開示請求者以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであり, 法14条2号前段に該当する。

また, 特商法は罰則規定を有しており, 行政調査及びその処分を端緒に刑事事件にも発展し得る性質のものであることを鑑みれば, 当該情報を公にすると, 個別事案の検討等の結果について, その内容に不満を持つ利害関係人からの嫌がらせ等が行われ, 当該職員個人に危害が及ぶ可能性があり, 職員個人としての権利利益が害される特段の支障が生じるおそれがあり, 加えて, 当該情報が公になることで職員が萎縮すること等により今後の特商法の調査, 執行等に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから, 法14条2号ただし書に該当せず, かつ7号イに該当するため, 不開示とした原処分は妥当である。

イ 本件審査請求部分が法14条7号イの不開示情報に該当することについて

審査請求人は, 下記不開示部分について, 上記(4)イ(イ)のとおり主張しているので, 当該部分が法14条7号イに該当するか否かについて検討する。

- ① 「1 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について(特定年月日2 特定番号3)」中の「起案日, 決裁日, 施行注意, 伺い内容の一部」部分
- ② 「3 特商法23条1項の規定に基づく電話勧誘販売に関する

業務の停止について（特定年月日2 特定番号4）」中の「起案日， 決裁日， 施行注意， 伺い内容の一部」部分

- ③ 「6 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日1 特定番号1）」中の「起案日， 決裁日， 施行注意， 伺い内容の一部， 2頁以降の記載の一部， 資料1及び2の一部」部分
- ④ 「7 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日1 特定番号2）」中の「起案日， 決裁日， 施行注意， 伺い内容の一部， 2頁以降の記載の一部， 資料1及び2の一部」部分
- ⑤ 「8 行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について」中の「文書番号， 起案日， 決裁日， 施行日， 施行注意， 2頁以降の記載の一部， 資料1の一部」部分
- ⑥ 「11 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書1～5， 7～9， 12～18」中の「年月日， 件名， 1頁本文の一部， 報告内容」部分
- ⑦ 「12 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書6， 10， 11」中の「様式番号， 年月日， 件名， 1頁本文の一部， 報告内容」部分
- ⑧ 「13 特商法に関する調査に係る決裁文書1」中の「文書番号， あて先， 起案日， 決裁日， 施行日， 施行注意， 件名， 伺いの一部， 2頁～10頁， 16頁及び17頁の記載」部分
- ⑨ 「14 提出書1～3」中の「文書日付， 品名， 数量」部分
- ⑩ 「15 所有権放棄書1～3」中の「文書日付， 品名， 数量」部分
- ⑪ 「16 返還請書1～6」中の「文書日付， 品名， 数量」部分
- ⑫ 「17 決算報告書」中の「事務処理に関する記載」部分

当該部分は， 経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており， これらの情報が開示されると， 同局が特商法違反事実を認定するために行う検査に着手する時期や検査に必要な期間， 実施状況， 及び， 検査において必要な資料等の調査内容， 調査方法， 着目点， 考え方等が明らかになるおそれがあり， それらを基に， 今後， 同種の検査対象となる事業主が隠匿を行うなど， 同局が行う検査事務に関し， 違法又は不当な行為を容易にし， 又はその発見を困難にするおそれがある。 よって， これらの情報を公にすることにより， 今後同種事案において， 正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから， 法14条7号イに該当するため不開示とした原処分は妥当である。

ウ 本件審査請求部分が法 14 条 3 号イの不開示情報に該当することについて

審査請求人は、下記不開示部分について、上記（４）イ（イ）のとおり主張しているので、当該部分が法 14 条 3 号イに該当するか否かについて検討する。

- ① 「8 行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について」中の「あて先、書面受領に係る記載、2 頁以降の記載の一部、資料 1 の一部」部分
- ② 「11 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 1～5, 7～9, 12～18」中の「1 頁本文の一部、報告内容」部分
- ③ 「12 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 6, 10, 11」中の「1 頁本文の一部、報告内容」部分
- ④ 「13 特商法に関する調査に係る決裁文書 1」中の「あて先、伺いの一部、2 頁～10 頁、16 頁及び 17 頁の記載」部分

当該部分は、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、当該法人は審査請求人が経営する法人ではないため、審査請求人が知り得る情報には該当しない。今般不開示とした部分は、開示することにより、当該法人が特商法違反の検査対象であったことが明らかとなる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法 14 条 3 号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しないことから不開示とした原処分は妥当である。

エ 本件審査請求部分が法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号イの不開示情報に該当することについて

審査請求人は、下記不開示部分について、上記（４）イ（ア）及び（イ）のとおり主張しているので、当該部分が法 14 条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当するか否かについて検討する。

- ① 「19 特商法に関する調査において当局が入手した資料 1～5」中の「記載内容の全て」部分
- ② 「20 特商法に関する調査において当局が作成した資料 1～4」中の「記載内容の全て」部分
- ③ 「21 特商法に関する調査について経済産業省が作成した資料」中の「記載内容の全て」部分

当該部分のうち上記①については、経産局が特商法違反の認定事務に際し、検査を行った事業者から入手したものであり、当該文書内には、審査請求人以外の第三者の情報が記載されており、開示請求

者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、当該文書内には、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、当該法人は審査請求人が経営する法人ではないため、審査請求人が知り得る情報ではなく、今般不開示とした部分を開示することにより、当該法人が特商法違反の検査対象であったことが明らかとなる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しない。さらに本文書を開示することにより、経産局が特商法違反を認定するに当たり、被害者からどのような情報を取得していたかが明らかとなり、検査において必要な資料等の調査内容、調査方法、着目点、考え方等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、同種の検査対象となる事業主が隠匿を行うなど、同局が行う検査事務に関し、違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。よって、これらの情報を公にすることにより、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当する。

上記②については、経産局が特商法違反の認定事務に際し、審査請求人以外からの供述に基づき作成されたものであり、当該文書内には、審査請求人以外の第三者の氏名が記載されているほか、供述の内容から、特定の個人を識別できるものであることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、当該文書内には、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、当該法人は審査請求人が経営する法人ではないため、審査請求人が知り得る情報ではなく、今般不開示とした部分を開示することにより、当該法人が特商法違反の検査対象であったことが明らかとなる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しない。さらに本文書を開示することにより、経産局が特商法違反を認定するに当たり、関係者からどのような情報を取得していたかが明らかとなり、検査において必要な資料等の調査内容、調査方法、着目点、考え方等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、同種の検査対象となる事業主が隠匿を行うなど、同局が行う検査事務に関し、違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。よって、これらの情報を公に

することにより、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当する。

上記③については、本事案以外を含む、経済産業省が行った特商法に係る行政処分の結果をまとめたものであり、当該文書内には、審査請求人以外の第三者の氏名が記載されていることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない。また、当該文書内には、経済産業省が特商法違反の認定及び処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているが、審査請求人が知り得る情報ではなく、今般不開示とした部分は、開示することにより、当該法人が特商法違反の検査対象であったことが明らかとなる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しない。さらに本文書を開示することにより、経済産業省が特商法違反を認定するに当たり、関係者からどのような情報を取得していたかが明らかとなり、検査において必要な資料等の調査内容、調査方法、着目点、考え方等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、同種の検査対象となる事業主が隠匿を行うなど、今後の検査事務に関し、違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。よって、これらの情報を公にすることにより、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当する。

よって、上記より、不開示とした原処分は妥当である。

オ 本件審査請求部分が商業登記法141条の適用除外に該当することについて

審査請求人は、下記不開示部分について、上記(4)イ(ウ)のとおり主張しているので、当該部分が商業登記法141条の適用除外に該当するか否かについて検討する。

① 「5 履歴事項全部証明書1～5」中の「記載内容の全て」部分

② 「13 特商法に関する調査に係る決裁文書1」中の「11頁～15頁の履歴事項全部証明書」部分

商業登記法141条は「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しない。」と規定していることから、商業登記法141条に規定する「登記簿及びその附属書類」に該当するため、法4章の規定は適用されないので不開示とした原処分は妥当である。

カ 本件審査請求部分が刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の適用除外に該当することについて

審査請求人は、下記不開示部分について、上記（４）イ（エ）のとおりに主張しているため、当該部分が刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の適用除外に該当するか否かについて検討する。

① 「1 8 刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の規定に該当する訴訟資料 1 ～ 4 1 8」中の「記載内容の全て」部分

刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項は「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 4 章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 4 章の規定は、適用しない。」と規定していることから、特商法に係る調査に関連して、経産局が押収を受けた若しくは提出した又は受理した資料で刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するため、法 4 章の規定は適用されないため不開示とした原処分は妥当である。

（６）結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

2 補充理由説明書

起案者の所属部署、氏名及び印影並びに決裁者の所属部署、役職及び印影（文書 1，文書 3，文書 6 ないし文書 8 及び文書 1 3 の各 1 枚目）について

上記部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、当該情報を公にすると、当該個人の権利利益が害される特段の支障が生じるおそれがあること、また、今後の特商法の調査、執行等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法 1 4 条 2 号及び 7 号イに該当し、かつ、同条 2 号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示としたが、上記の各文書は、いずれも特商法の行政処分に係る決裁文書であり、上記部分が公になると、特商法の行政処分に関与した職員の氏名、所属部署及び役職等が明らかとなり、当該職員が行政処分の対象となる法人の関係者等から嫌がらせや攻撃の対象とされ、又は直接若しくは間接の不当な接触等により、懐柔又は干渉を加えられるおそれがある。その結果、当該職員が特商法違反の疑いのある事案に対して、調査結果をありのままに報告することや必要な関係資料を提出すること、さらには必要な行政処分を決定すること自体をちゅうちょするなど、正確な事実の把握が困難となり、特商法に係る

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年4月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 同年5月17日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成30年9月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月9日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年11月2日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同月21日 | 審議 |
| ⑨ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙1に掲げる文書1ないし文書21に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号、3号イ及び7号イに該当する部分並びに商業登記法141条及び刑事訴訟法53条の2第2項により法の規定が適用されない部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、上記第3の2のとおり、法14条7号柱書きに係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、保有個人情報該当性、不開示情報該当性及び法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 保有個人情報該当性について

当審査会において、文書1ないし文書21の不開示部分を確認したところ、別紙2に掲げる部分には、審査請求人以外の特定個人の氏名等の個人識別情報や特商法違反に係る経産局の調査内容等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分には、審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる記述は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人個人を識別することができる記述も認められない。

したがって、当該不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことから、これを不開示としたことは結論において妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる各文書に記録された本件対象保有個人情報の各不開示部分について

ア 上記の各不開示部分には、起案者の所属部署、氏名及び印影並びに決裁者の所属部署、役職及び印影が記載されている。

イ 上記の各文書は、特商法の規定に基づき特定会社に対して行った業務停止命令（以下「本件業務停止命令」という。）等に係る決裁文書であるが、当該部分を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件業務停止命令に係る事案においては、以下の特殊な事情があることを考慮する必要がある。

a 処分庁は、本件業務停止命令を行った際、同停止命令に係る事実が刑法上の特定犯罪に該当すると思料されるとして、特定都道府県警察に対し関係者の処罰を求め告発しており、特定都道府県警察においては当該事実を端緒に捜査を行い、刑事事件として取り扱っている。これは、特商法違反の事案としては異例のことである。

b 本件業務停止命令の対象となった特定会社の関係者は、上記刑事事件に係る裁判の判決が確定してから数年後に、本件開示請求を行うために処分庁の窓口に来庁し、特定調査を行った職員名を知りたいなどと申し述べ、本件業務停止命令を決定した稟議書又は職員名簿等の開示を求めた経緯がある。

c さらに、本件業務停止命令の対象となった特定会社の関係者は、当該行政処分の決定以前も、自治体から指導を受ける度に別の会社を設立しては、特商法に違反する行為を繰り返してきたことが明らかになっている。

こうした事情を総合的に勘案すれば、本件業務停止命令の決定に関与した経産局の職員やその家族は、当該行政処分の対象となった特定会社の関係者等から嫌がらせや攻撃の対象にされたり、又は直接若しくは間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられたりするおそれが、他の特商法違反事案と比較しても、特に強いと考えられる。

(イ) そのため、仮に本件業務停止命令の決定に関与した職員の氏名や、これを推測し得る所属部署名等を開示すれば、当該職員が特商法違反の疑いのある関連事案に対して、調査結果をありのままに報告することや必要な関係資料を提出すること、さらには、必要な行政処分を決定すること自体をちゅうちょすることが予想され、その結果、正確な事実の把握が困難となり、特商法に係る事務の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) なお、「起案者の所属部署」及び「決裁者の所属部署及び役職」については、本件業務停止命令を行った当時、特商法違反による行政処分を担当する部署は事案ごとに異なり、公にしていなかった。

ウ 当該部分を公にすると、本件業務停止命令に係る特殊性に鑑み、同停止命令の決定に関与した職員が、当該行政処分の対象となった法人の関係者から嫌がらせや攻撃の対象とされるなどの結果、特商法に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表3に掲げる各文書に記録された本件対象保有個人情報の各不開示部分について

上記の各不開示部分には、経産局が行った特商法違反の業務の停止等に係る詳細な調査結果及び報告内容等が記載されている。

これらは経産局が行う特商法違反の認定に係る事務に関する情報であるから、各不開示部分を開示すると、特商法違反の事実認定を行うに当たっての調査の具体的内容及び方法等が明らかとなる結果、今後の同種の調査に際して、調査対象者が事前に対策を講じることを可能ならしめ、調査の実効性が損なわれ、取締りに関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表4に掲げる各文書に記録された本件対象保有個人情報の各不開示部分について

ア 上記の各不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書14は、経産局が特商法違反の事実の認定を行う調査過程において、審査請求人が代表である複数の法人が経産局に任意に提出する物件について、当該各法人が経産局に対して提出した「提出書」である。

文書15は、文書14に記載された提出物件のうち、所有権を放棄する物件について、当該物件を提出した各法人が経産局に対して提出した「所有権放棄書」である。

文書16は、文書14に記載された提出物件のうち、返還を受ける旨を表明して、その後返還を受けた物件について、当該物件の返還を受けた法人が経産局に対して提出した「返還請書」である。

(イ) 経産局においては、特商法違反の事実の認定を行う調査の過程において、特商法 66 条にいう販売業者等から必要な物件の任意の提出を受ける場合、販売業者等からは、提出物件と共に、提出物件を記載した「提出書」（文書 14 と同様式）の提出を受けることとなっている。「提出書」は複写式の様式ではないため、経産局は、当該業者等に対して、提出された物件名が記載された「受取品交付書」と題する書面を交付している。

また、販売業者等は、上記提出書の「提出者処分意見」欄において、提出物件の所有権を放棄する旨表明した物件については、「所有権放棄書」（文書 15 と同様式）を、同欄において、返還を受ける旨表明して、その後返還を受けた物件については、「返還請書」（文書 16 と同様式）をそれぞれ経産局に提出することとなっている。

(ウ) 経産局においては、物件提出当時、審査請求人が代表である複数の法人に対し、文書 14 の「提出書」と同内容の「受取品交付書」を交付しているが、文書 14 ないし文書 16 の写しは交付していない。

(エ) 文書 14 ないし文書 16 の各不開示部分には、具体的な日付、提出物件の品名及び数量が記載されており、これらの情報が開示されると、特定会社による特商法違反の事実認定を行うに当たって必要とした物件名等が明らかになり、それらを基に、今後、特商法の対象となる事業者が関係物件の隠蔽を行うなど、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあることから、法 14 条 7 号イに該当するため不開示とした。

イ 文書 14 ないし文書 16 は、上記アの諮問庁の説明のとおり、審査請求人が代表である複数の法人が経産局に対して提出した「提出書」、「所有権放棄書」及び「返還請書」であり、当該各文書には審査請求人の氏名が記載されている。

諮問庁は、文書 14 ないし文書 16 の写しを当該各法人に交付していない旨説明する。しかしながら、文書 14 ないし文書 16 は、審査請求人が代表である当該各法人が経産局に対して提出したものであり、当該各文書に記載された情報は当該各法人の代表である審査請求人が知り得る情報であると認められることから、当該各不開示部分は、これを開示しても、特商法違反の取締り等に関し違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該各不開示部分は、法 14 条 7 号イに該当せず、開示すべきである。

4 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について
(1) 商業登記法に係る部分について

ア 別表5に掲げる不開示部分のうち、文書5及び文書13に係る不開示部分は、法人の履歴事項全部証明書（以下「本件履歴事項全部証明書」という。）である。

イ 原処分において、本件履歴事項全部証明書を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 商業登記法141条は、「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

(イ) 本件履歴事項全部証明書は、履歴事項全部証明書の写しであるところ、履歴事項全部証明書は、商業登記法10条にいう登記簿に記録されている事項を証明した書面に当たり、同法141条の登記簿に該当することから、本件履歴事項全部証明書に記録された本件対象保有個人情報は、同条の「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものと認められることから不開示とした。

ウ 商業登記法141条の趣旨は、登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、公に表示し又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続を、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度とすることであり、これらの公簿等について認証のない写しの交付等を認めることは、登記等の認証制度の趣旨を損なうことから、法の適用除外とするものであると解される。

エ 当審査会において、本件履歴事項全部証明書を確認したところ、いずれも、法人の履歴事項全部証明書の写しであり、各履歴事項全部証明書の末尾には、「これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。」との文章とともに、発行年月日、登記官の所属、氏名及び印影が記載されていることからすれば、本件履歴事項全部証明書は、公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交付された証明書の写しであることが認められる。

オ 商業登記法141条の規定は、法の下で公簿等の認証のない写しの交付等が行われる事態をあらかじめ排除することにより、登記等の認証制度の正確性を確保する趣旨であると解されることに鑑みれば、本件履歴事項全部証明書は、公簿等の謄本・抄本の交付手続に従って交

付された証明書の写しであると認められることから、本件履歴事項全部証明書に記録されている本件対象保有個人情報、商業登記法141条の規定により法の第4章の規定の適用が除外される「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」には該当しないものと解される。

カ したがって、本件履歴事項全部証明書について、法の規定が適用されないとして不開示とした原処分には、商業登記法141条の解釈適用の誤りがあることから、別表5に掲げる不開示部分のうち、文書5及び文書13に係る不開示部分を対象として、法の第4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきである。

(2) 経産局が捜査機関に提出した資料について

ア 別表5に掲げる不開示部分のうち、文書18に係る不開示部分は、経産局が捜査機関に提出した資料である。

イ 刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」については、法の第4章の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、同法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録並びに刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された文書もこれに該当するものと解される。

刑事訴訟法53条の2第2項が「訴訟に関する書類」につき法の第4章の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることや、刑事訴訟手続の特殊性等を総合考慮した結果、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続等に委ねることとしたものであると考えられる。

ウ 原処分において、文書18を刑事訴訟法53条の2第2項に該当するとして不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書18の各資料は、いずれも特定会社による特商法違反事件に係る調査に関連して、経産局が当該会社から提出を受けた提出物件及び調査資料等である。

その後、経産局は、特商法違反事件に係る事実が刑法上の特定犯罪に該当すると思料されるとして、関係者を特定都道府県警察に告発しており、当該告発に関連して文書18の訴訟資料1ないし訴訟資料418を当該警察に提出した。

(イ) 当該警察では、経産局の当該告発を端緒に捜査を行い、本件を刑事事件として取り扱っており、当該警察に提出した原本の写しを処分庁で保有していたことから、文書18の訴訟資料1ないし訴訟資

料418については、いずれも、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当すると判断し、法の第4章の規定は適用されないものとして、原処分を行ったものである。

(ウ) 経産局においては、当該警察に提出した文書18の訴訟資料1ないし訴訟資料418が、当該刑事事件の捜査及びその後の訴訟においてどのように扱われたのかは承知していない。

エ 当審査会において、改めて文書18の訴訟資料1ないし訴訟資料418について確認したところ、別表6に掲げる部分は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当する情報が記録されていることが認められる。したがって、当該部分について、刑事訴訟法53条の2第2項の規定に基づいて、法4章の規定は適用されないとして不開示としたことは妥当である。

オ しかしながら、上記ウの諮問庁の説明によれば、文書18の訴訟資料1ないし訴訟資料418のうち、別表6に掲げる部分を除く部分は、特商法の規定に基づき、処分庁が作成又は取得したものであって、告発に関連して捜査機関に提出されたものであるとのことである。

そうすると、これらの訴訟資料は刑事事件に関して作成、取得した文書ではないので、刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類及び押収物」には該当せず、これに記録されている本件対象保有個人情報は、法の適用される保有個人情報に該当すると認められる。

カ したがって、文書18の訴訟資料1ないし訴訟資料418のうち、別表6に掲げる部分を除く部分について、法の規定が適用されないとして不開示とした原処分には、刑事訴訟法53条の2第2項の解釈適用の誤りがあることから、当該部分を対象として、法の第4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本体対象保有個人情報を特定し、その一部を法の第4章の規定は適用されない、又は法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、処分庁が同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別表2及び別表3に掲げる部分は、同条7号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条2号に

ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、別表6に掲げる部分は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、別紙2に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であるが、別表4に掲げる部分は、同条7号イに該当せず、開示すべきであり、別表5に掲げる部分のうち別表6に掲げる部分を除く部分は、商業登記法141条に規定する「登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報」及び刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」のいずれにも該当せず、法の規定が適用される保有個人情報に該当するとして改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 1 特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 3）
- 文書 2 特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 3 施行文書写し）
- 文書 3 特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 4）
- 文書 4 特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 4 施行文書写し）
- 文書 5 履歴事項全部証明書 1～5
- 文書 6 行政手続法 1 3 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 1）
- 文書 7 行政手続法 1 3 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 2）
- 文書 8 行政手続法 1 3 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について
- 文書 9 行政手続法 1 3 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 1 施行文書写し）
- 文書 1 0 行政手続法 1 3 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 2 施行文書写し）
- 文書 1 1 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 1～5, 7～9, 1 2～1 8
- 文書 1 2 特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 6, 1 0, 1 1
- 文書 1 3 特商法に関する調査に係る決裁文書 1
- 文書 1 4 提出書 1～3
- 文書 1 5 所有権放棄書 1～3
- 文書 1 6 返還請書 1～6
- 文書 1 7 決算報告書
- 文書 1 8 刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の規定に該当する訴訟資料 1～4 1 8
- 文書 1 9 特商法に関する調査において当局が入手した資料 1～5
- 文書 2 0 特商法に関する調査において当局が作成した資料 1～4
- 文書 2 1 特商法に関する調査について経済産業省が作成した資料

別表 1

文書 番号	開示する保 有個人情報	不開示とし た部分	不開示とした理由
1	特商法 2 3 条 1 項の規 定に基づく 電話勧誘販 売に関する 業務の停止 について (特定年月 日 2 特定 番号 3)	起案者の所 属部署・氏 名・印影, 決裁者の所 属部署・役 職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であ って、特定の個人を識別することができる ものであり、当該情報を公にすると、当該 個人の権利利益を害する特段の支障が生じ るおそれがあること、それに伴い、今後の 特商法の調査、執行等に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれがあ ることから、法 1 4 条 2 号及び 7 号イに該 当し、かつ、同条 2 号ただし書のいずれに も該当しないことから不開示とした。
		起案日, 決 裁日, 施行 注意, 伺い 内容の一部	経産局が特商法違反事実の認定を行うに 当たって考慮した事実等が全体にわたって 具体的に記載されており、これらの情報 は、経産局が行う事務又は事業に関する情 報であって、公にすることにより、経産局 が特商法違反事実を認定するために行う調 査の内容、方法、着目点、考え方等が明ら かとなり、今後同種事案において、正確な 事実の把握を困難にするおそれがあること から、法 1 4 条 7 号イに該当するため不開 示とした。
2	特商法 2 3 条 1 項の規 定に基づく 電話勧誘販 売に関する 業務の停止 について (特定年月 日 2 特定 番号 3 施行 文書写し)	無し (全部 開示)	

3	特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 4）	起案者の所属部署・氏名・印影， 決裁者の所属部署・役職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，当該情報を公にすると，当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること，それに伴い，今後の特商法の調査，執行等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法 1 4 条 2 号及び 7 号イに該当し，かつ，同条 2 号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
		起案日，決裁日，施行注意，伺い内容の一部	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は，経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法 1 4 条 7 号イに該当するため不開示とした。
4	特商法 2 3 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 4 施行文書写し）	無し（全部開示）	
5	履歴事項全部証明書 1～5	記載内容の全て	商業登記法 1 4 1 条に規定する「登記簿及びその附属書類」に該当するため，法の第 4 章の規定は適用されないので不開示とした。

6	行政手続法 13条1項 2号の規定 に基づく弁 明の機会 の付与につ いて（特定 年月日1 特 定番号1）	起案者の所 属部署・氏 名・印影， 決裁者の所 属部署・役 職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であ って，特定の個人を識別することができる ものであり，当該情報を公にすると，当該 個人の権利利益を害する特段の支障が生じ るおそれがあること，それに伴い，今後の 特商法の調査，執行等に係る事務に関し， 正確な事実の把握を困難にするおそれがあ ることから，法14条2号及び7号イに該 当し，かつ，同条2号ただし書のいずれに も該当しないことから不開示とした。
		起案日，決 裁日，施行 注意，伺い 内容の一 部，2頁以 降の記載の 一部，資料 1及び2の 一部	経産局が特商法違反事実の認定を行うに 当たって考慮した事実等が全体にわたって 具体的に記載されており，これらの情報は， 経産局が行う事務又は事業に関する情報 であって，公にすることにより，経産局 が特商法違反事実を認定するために行う調 査の内容，方法，着目点，考え方等が明ら かとなり，今後同種事案において，正確な 事実の把握を困難にするおそれがあること から，法14条7号イに該当するため不開 示とした。
7	行政手続法 13条1項 2号の規定 に基づく弁 明の機会 の付与につ いて（特定 年月日1 特 定番号2）	起案者の所 属部署・氏 名・印影， 決裁者の所 属部署・役 職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であ って，特定の個人を識別することができる ものであり，当該情報を公にすると，当該 個人の権利利益を害する特段の支障が生じ るおそれがあること，それに伴い，今後の 特商法の調査，執行等に係る事務に関し， 正確な事実の把握を困難にするおそれがあ ることから，法14条2号及び7号イに該 当し，かつ，同条2号ただし書のいずれに も該当しないことから不開示とした。
		起案日，決 裁日，施行 注意，伺い 内容の一 部	経産局が特商法違反事実の認定を行うに 当たって考慮した事実等が全体にわたって 具体的に記載されており，これらの情報は， 経産局が行う事務又は事業に関する情

		2頁以降の記載の一部，資料1及び2の一部	報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法14条7号イに該当するため不開示とした。
8	行政手続法13条1項2号の規定に基づく弁明の機会の付与について	起案者の所属部署・氏名・印影， 決裁者の所属部署・役職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，当該情報を公にすると，当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること，それに伴い，今後の特商法の調査，執行に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法14条2号及び7号イに該当し，かつ，同条2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
		文書番号， 起案日，決裁日，施行日，施行注意，2頁以降の記載の一部，資料1の一部	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は，経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法14条7号イに該当するため不開示とした。
		あて先，書面受領に係る記載，2頁以降の記載の一部，資料1の一部	経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法14条3号イに該当し，かつ，同条ただし書にも該当しないことから不開示とした。

9	行政手続法 13条1項 2号の規定 に基づく弁 明の機会 の付与につ いて（特定 年月日1 特 定番号1 施 行文書写し）	無し（全部 開示）	
10	行政手続法 13条1項 2号の規定 に基づく弁 明の機会 の付与につ いて（特定 年月日1 特 定番号2 施 行文書写し）	無し（全部 開示）	
11	特商法に 関する調査 に係る消費 経済課長宛 ての報告書 1～5, 7～ 9, 12～ 18	報告者の役 職・氏名・ 印影	開示請求者以外の個人に関する情報であ って、特定の個人を識別することができる ものであり、当該情報を公にすると、当該 個人の権利利益を害する特段の支障が生じ るおそれがあること、それに伴い、今後の 特商法の調査、執行等に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれがあ ることから、法14条2号及び7号イに該 当し、かつ、同条2号ただし書のいずれに も該当しないことから不開示とした。
		年月日、件 名、1頁本 文の一部、 報告内容	経産局が特商法違反事実の認定を行うに 当たって考慮した事実等が全体にわたって 具体的に記載されており、これらの情報は、 経産局が行う事務又は事業に関する情

			報であって、公にすることにより、経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条7号イに該当するため不開示とした。
		1頁本文の一部、報告内容	経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しないことから不開示とした。
12	特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書6, 10, 11	報告者の役職・氏名・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、当該情報を公にすると、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること、それに伴い、今後の特商法の調査、執行等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条2号及び7号イに該当し、かつ、同条2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
		様式番号、年月日、件名、1頁本文の一部、報告内容	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており、これらの情報は、経産局が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条7号イに該当するため不開示とした。

		1 頁本文の一部，報告内容	経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法 1 4 条 3 号イに該当し，かつ，同号ただし書にも該当しないことから不開示とした。
1 3	特商法に関する調査に係る決裁文書 1	起案者の所属部署・氏名・印影，決裁者の所属部署・役職・印影	開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，当該情報を公にすると，当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること，それに伴い，今後の特商法の調査，執行等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法 1 4 条 2 号及び 7 号イに該当し，かつ，同条 2 号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
		文書番号， あて先，起案日，決裁日，施行日，施行注意，件名， 伺いの一部，2 頁～1 0 頁，1 6 頁及び 1 7 頁の記載	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は，経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法 1 4 条 7 号イに該当するため不開示とした。
		あて先，伺いの一部， 2 頁～1 0 頁，1 6 頁及び 1 7 頁の記載	経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法 1 4 条 3 号イに該当し，かつ，同号ただし書にも該当しないことから不開示とした。

		1 1 頁～1 5 頁の履歴事項全部証明書	商業登記法1 4 1 条に規定する「登記簿及びその附属書類」に該当するため、法の第4 章の規定は適用されないので不開示とした。
1 4	提出書1 ～3	文書日付，品名，数量	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は，経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法1 4 条7 号イに該当するため不開示とした。
1 5	所有権放棄書1 ～3	文書日付，品名，数量	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は，経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法1 4 条7 号イに該当するため不開示とした。
1 6	返還請求書1 ～6	文書日付，品名，数量	経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており，これらの情報は経産局が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容，方法，着目点，考え方等が明らかとなり，今後同種事案において，正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから，法1 4 条7 号イに該当するため不開示とした。

17	決算報告書	事務処理に関する記載	<p>経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が記載されており、これらの情報は、経産局が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条7号イに該当するため不開示とした。</p>
18	刑事訴訟法53条の2第2項の規定に該当する訴訟資料1～418	記載内容の全て	<p>特商法に係る調査に関連して、経産局が押収を受けた若しくは提出した又は受理した資料で刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するため、法の第4章の規定は適用されないため不開示とした。</p>
19	特商法に関する調査において当局が入手した資料1～5	記載内容の全て	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、当該情報を公にすると、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること、それに伴い、今後の特商法の調査、執行等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条2号及び7号イに該当し、かつ、同条2号ただし書のいずれにも該当しないため、また、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しないため、さらに、経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており、これらの情報は、経産局が行う事務又は事業に関する情報であって、公に</p>

			<p>することにより、経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当するため、不開示とした。</p>
20	<p>特商法に関する調査において当局が作成した資料1～4</p>	<p>記載内容の全て</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、当該情報を公にすると、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること、それに伴い、今後の特商法の調査、執行等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条2号及び7号イに該当し、かつ、同条2号ただし書のいずれにも該当しないため、また、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条3号イに該当し、かつ、同条ただし書にも該当しないため、さらに、経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており、これらの情報は、経産局が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、経産局が特商法違反事実を認定するに認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当するため、不開示とした。</p>
21	<p>特商法に関する調査について経済</p>	<p>記載内容の全て</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、当該情報を公にすると、当該</p>

	産業省が作成した資料		<p>個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがあること、それに伴い、今後の特商法の調査、執行等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法14条2号及び7号イに該当し、かつ、同条2号ただし書のいずれにも該当しないため、また、経産局が特商法違反の認定及び本件処分を行うに当たって行った調査に関する事項で法人に関する情報が記載されているところ、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条3号イに該当し、かつ、同号ただし書にも該当しないため、さらに、経産局が特商法違反事実の認定を行うに当たって考慮した事実等が全体にわたって具体的に記載されており、これらの情報は、経産局が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、経産局が特商法違反事実を認定するために行う調査の内容、方法、着目点、考え方等が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条7号イに該当するため、不開示とした。</p>
--	------------	--	---

別表 2

不開示部分（法 14 条 2 号並びに 7 号柱書き及びイ該当）

文書 番号	文書名	該当箇所（各文書の 1 枚目）
1	特商法 23 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 3）	起案者欄の起案者の所属部署，氏名及び印影並びに伺い欄の下枠内の決裁者の所属部署，役職及び印影
3	特商法 23 条 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する業務の停止について（特定年月日 2 特定番号 4）	
6	行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 1）	
7	行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づく弁明の機会の付与について（特定年月日 1 特定番号 2）	

別表 3

不開示部分（法 14 条 2 号及び 7 号イ該当）

文書 番号	文書名	枚目	該当箇所
1	特商法 23 条 1 項の 規定に基づく電話勧 誘販売に関する業務 の停止について（特 定年月日 2 特定番 号 3）	1	「伺い」欄の部分
3	特商法 23 条 1 項の 規定に基づく電話勧 誘販売に関する業務 の停止について（特 定年月日 2 特定番 号 4）	1	「伺い」欄の部分
6	行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づ く弁明の機会の付与 について（特定年月 日 1 特定番号 1）	2	下から 3 行目
		3	全て
		9	3 行目ないし 5 行目及び 13 行目な いし 24 行目
		13	18 行目ないし 22 行目
7	行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づ く弁明の機会の付与 について（特定年月 日 1 特定番号 2）	2	下から 3 行目
		3	全て
		9	1 行目ないし 3 行目及び 11 行目な いし 22 行目
		13	下から 10 行目ないし 6 行目
8	行政手続法 13 条 1 項 2 号の規定に基づ く弁明の機会の付与 について	9	下から 17 行目ないし 9 行目
11	特商法に関する調査 に係る消費経済課長 宛ての報告書 1～ 5, 7～9, 12～ 18	1	下から 25 行目ないし 10 行目
		3	上から 1 行目ないし 6 行目 下から 7 行目ないし 4 行目
		9	1 行目ないし 12 行目
		11 13	全て（最上部中央枠内を除く。）

	2 9	下から 6 行目及び 5 行目
	3 1	1 1 行目ないし 1 8 行目
	3 3	1 7 行目ないし 2 2 行目
	1 2 2 1 4 9 2 2 8	上から 1 行目及び右列の下から 1 2 行目ないし 7 行目
	3 9 1	上段の左から 1 列目及び 3 列目ないし 6 列目
	3 9 3	上段及び下段の各上から 1 枠目及び 3 枠目内ないし 6 枠目内並びに各枠外記載
	3 9 7	1 行目ないし 3 行目及び上段の最下枠内
	3 9 9	左から 1 列目及び 3 列目ないし 6 列目
	4 0 1	1 行目, 3 行目及び 4 行目
	4 0 2	1 3 行目ないし 1 7 行目
	4 0 4	下から 2 2 行目, 2 1 行目, 1 5 行目ないし 1 3 行目及び 6 行目以降全て
	4 0 6	1 行目ないし 3 行目
	4 1 1	下から 7 行目ないし 5 行目
	4 1 3	下から 1 2 行目ないし 1 0 行目及び 7 行目ないし 2 行目
	4 1 4	下から 1 8 行目ないし 1 2 行目及び 7 行目以降全て
	4 1 6	1 行目ないし 8 行目
	4 1 7	1 0 行目ないし 1 2 行目及び 1 5 行目ないし 1 9 行目
	4 2 0	1 行目ないし 4 行目, 1 4 行目, 3 6 行目, 4 9 行目及び 5 4 行目ないし 5 6 行目 左から 1 列目の上から 1 枠目, 2 枠目, 4 枠目及び 6 枠目ないし 9 枠目
	4 2 1	下から 1 5 行目ないし 1 0 行目及び 1 行目
	4 2 3	上から 1 行目ないし 1 3 行目

			下から 17 行目及び 10 行目
		4 2 6	9 行目以降全て
		4 2 8	1 行目ないし 3 行目
		4 3 0	1 行目及び 2 行目
		4 3 1	上から 16 行目及び 17 行目 下から 6 行目及び 5 行目内
1 2	特商法に関する調査に係る消費経済課長宛ての報告書 6, 10, 11	1	10 行目ないし 21 行目
		5	下から 8 行目ないし 6 行目及び 3 行目
		7	全て
		9	全て
		11	全て
		13	全て
		15	全て
		17	全て
		19	全て
		21	全て
		23	上から 1 行目, 6 行目, 7 行目, 9 行目ないし 12 行目, 13 行目 (左から 1 文字目ないし 4 文字目) 及び 16 行目ないし 22 行目 下から 9 行目, 3 行目及び 2 行目
		25	3 行目 (左から 1 文字目ないし 4 文字目) 及び 8 行目以降全て
		27	上から 1 行目, 5 行目ないし 7 行目及び 11 行目ないし 25 行目 下から 4 行目以降全て
		29	上から 1 行目ないし 8 行目, 10 行目, 15 行目ないし 19 行目及び 22 行目ないし 26 行目 下から 5 行目及び 4 行目ないし 2 行目
		31	下から 11 行目, 10 行目及び 7 行目ないし 5 行目
		33	上から 9 行目ないし 11 行目及び 13 行目ないし 15 行目 下から 11 行目, 9 行目 (左から 1

		文字目ないし4文字目), 7行目ないし3行目
35		2行目以降全て
37		上から1行目, 2行目及び11行目ないし21行目 下から9行目以降全て
39		1行目, 2行目, 4行目ないし9行目, 10行目(左から1文字目ないし4文字目), 12行目ないし31行目及び33行目以降全て
41		上から1行目(左から1文字目ないし4文字目), 2行目ないし5行目, 8行目ないし10行目及び13行目(左から1文字目ないし4文字目) 下から20行目ないし7行目及び1行目
43		上から1行目ないし14行目, 15行目(左から1文字目ないし4文字目)及び16行目 下から12行目ないし10行目及び7行目以降全て
45		上から1行目, 5行目(左から1文字目ないし4文字目), 7行目ないし9行目及び14行目ないし18行目 下から6行目及び4行目以降全て
47		上から1行目ないし4行目, 12行目ないし17行目及び19行目ないし24行目 下から2行目
49		1行目(左から1文字目ないし4文字目), 2行目, 3行目及び7行目以降全て
104		下から14行目ないし10行目及び3行目以降全て
106		1行目ないし4行目

		1 0 8	上段左側 2 行目及び 3 行目
		1 1 0	全て
		1 1 2	全て
		1 2 0	2 行目ないし 5 行目 中段の左枠内及び右枠内 下段の左枠内
		1 2 2	1 行目ないし 5 行目
1 3	特商法に関する調査 に係る決裁文書 1	8	上から 1 行目並びに左側の上から 1 枠目内, 3 枠目内及び 4 枠目内
1 7	決算報告書	1 6 1 0 1 4 1 8 2 4	右上枠内
1 9	特商法に関する調査 において当局が入手 した資料 1 ~ 5	2 3 6	全て
		8	2 行目以降全て
		1 0	上から 1 枠目ないし 6 枠目, 1 3 枠 目及び 1 4 枠目
		1 1	2 行目ないし 9 行目及び上から 1 枠 目ないし 4 枠目
		1 2	2 行目以降全て
2 0	特商法に関する調査 において当局が作成 した資料 1 ~ 4	1	上から 2 行目及び 3 行目 下から 3 行目及び 2 行目
		9	下から 9 行目ないし 7 行目
		1 5	3 行目 (左から 1 5 文字目以降) 及 び 4 行目ないし 1 0 行目
		2 5	2 行目ないし 8 行目 上から 1 枠目ないし 3 枠目及び 1 1 枠目
		4 9	上から 1 枠目及び 4 枠目ないし 6 枠 目
		5 0	2 行目以降全て
		5 2	上から 1 枠目ないし 6 枠目及び 1 3

			枠目及び14枠目
		53	2行目以降全て
		55	上から1枠目ないし6枠目及び13枠目及び14枠目
21	特商法に関する調査について経済産業省が作成した資料	36ないし45, 52ないし61及び86	全て
		4	左から1列目の上から1枠目及び5枠目並びに右から1列目の上から6枠目(1行目及び2行目)及び8枠目(上から1行目及び3行目並びに下から1行目)
		18	1行目ないし9行目
		19	7行目ないし9行目及び17行目ないし28行目
		24	1行目ないし9行目
		25	5行目ないし7行目及び15行目ないし26行目
		68	冒頭から件名までの全て
		69	3行目ないし11行目
		70	1行目ないし4行目
		75	
		92	1行目及び2行目
		97	下から22行目及び10行目以降全て
		98	16行目ないし21行目

別表 4

文書 番号	文書名	開示すべき部分
1 4	提出書 1 ~ 3	全て
1 5	所有権放棄書 1 ~ 3	
1 6	返還請書 1 ~ 6	

別表 5

原処分において法の第 4 章の規定は適用されないとした不開示部分

文書 番号	文書名	不開示部分
5	履歴事項全部証明書 1～5	全て
1 3	特商法に関する調査 に係る決裁文書 1	1 1 枚目ないし 1 5 枚目
1 8	刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の規定に該 当する訴訟資料 1～ 4 1 8	全て

別表 6

文書 1 8 の訴訟資料 1 ないし訴訟資料 4 1 8 中，刑事訴訟法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するもの

訴訟資料番号	該当部分（枚目）
3 4 3 , 3 4 4 及び 4 1 7	全て
4 1 4	5 0 ないし 8 8 （この間の奇数枚目を除く。）
4 1 5	1 3 及び 1 4

別紙 2

別表 2 ないし別表 5 に掲げる部分以外の不開示とした部分